

第V章

知っとこ！ミニ情報



あなたの周りには、
あなたを応援してくれる人がきっといます。
だから、ひとりで悩まないで相談しよう！

1 困ったときの相談窓口



(1) 労働に関する相談がしたい

<労働に関する相談全般>

鳥取県 中小企業 労働相談所	みなくる鳥取	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館内2F)	0120-451-783 0857-25-3000
	みなくる倉吉	倉吉市見日町317 (種部ビル2F)	0120-662-390 0858-23-6131
	みなくる米子	米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2F)	0120-662-396 0859-31-8785

<労働相談・労使間でのトラブルの解決機関>

労使ネットとっとり	鳥取市東町1-271 (県庁第2庁舎7F)	0120-77-6010
鳥取労働局 総合労働相談コーナー	鳥取市富安2丁目89-9	0857-22-7000
鳥取総合労働 相談コーナー	鳥取市富安2丁目89-4 (鳥取労働基準監督署内)	0857-24-3245
倉吉総合労働 相談コーナー	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉労働基準監督署内)	0858-22-5640
米子総合労働 相談コーナー	米子市東町124-16 (米子労働基準監督署内)	0859-34-2263

<労働基準関係法の法違反・相談 賃金、労働時間、安全衛生、労働災害、労災保険等>

鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 (鳥取第一地方合同庁舎4F)	0857-24-3211
倉吉労働基準監督署	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉地方合同庁舎3F)	0858-22-6274
米子労働基準監督署	米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎5F)	0859-34-2231

<男女均等取扱い、マタハラ、セクハラ、育児・介護休業、パート労働に関する相談>

鳥取労働局雇用環境・ 均等室 (指導担当)	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1709
--------------------------	--------------	--------------

<労働相談・非正規労働の相談>

連合労働相談ホットライン	連合西日本センター連合大阪内	0120-154-052
--------------	----------------	--------------

(2) 社会保険の相談・問合せ窓口が知りたい

< 労災保険 仕事中のけがや事故、通勤災害 >

鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 (鳥取第一地方合同庁舎4F)	0857-24-3095
倉吉労働基準監督署	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉地方合同庁舎3F)	0858-22-6274
米子労働基準監督署	米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎5F)	0859-34-2231

< 雇用保険 失業給付の手続き、雇用継続給付 >

ハローワーク鳥取 (鳥取公共職業安定所)	鳥取市富安2-89	0857-23-2021
ハローワーク倉吉 (倉吉公共職業安定所)	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉地方合同庁舎1F)	0858-23-8609
ハローワーク米子 (米子公共職業安定所)	米子市末広町311 (イオン米子駅前ビル4F)	0859-33-3911
ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065
鳥取県ふるさとハローワーク 八頭(火・木曜日)	八頭郡八頭町郡家100 (鳥取県八頭庁舎 別館1F)	0858-76-7076
ふるさとハローワーク 境港(火・金曜日)	境港市上道町3000 (境港市役所 別館1F)	0859-44-1733

< 健康保険 保険給付に関すること、任意継続手続き >

全国健康保険協会 (協会けんぽ) 鳥取支部	鳥取市今町2-112 (アクティ日ノ丸総本社ビル5階)	0857-25-0050
--------------------------	--------------------------------	--------------

< 健康保険・厚生年金保険の加入等に関すること >

鳥取年金事務所	鳥取市扇町176	0857-27-8311
倉吉年金事務所	倉吉市山根619-1	0858-26-5311
米子年金事務所	米子市西福原2-1-34	0859-34-6111

< 税金に関すること >

鳥取税務署	鳥取市富安2-89-4 (鳥取第一地方合同庁舎1F)	0857-22-2141
倉吉税務署	倉吉市上井587-1	0858-26-2721
米子税務署	米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎1F)	0859-32-4121

< 国民健康保険・国民年金・住民税に関すること >

お住まいの市町村役場

(3) 仕事の紹介・仕事探しの相談がしたい！

<職業紹介、就職相談（全般）>

東部	ハローワーク鳥取 (鳥取公共職業安定所)	鳥取市富安2-89	0857-23-2021
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)	0857-51-0501
中部	鳥取県ふるさと ハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家100 (鳥取県八頭庁舎別館1F)	0858-72-3986
	ハローワーク倉吉 (倉吉公共職業安定所)	倉吉市駄経寺町2-15	0858-23-8609
西部	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根557-1 (パープルタウン1F)	0858-24-6112
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万591-2 (琴浦町役場厚生棟1F)	0858-53-6060
西部	ハローワーク米子 (米子公共職業安定所)	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4F)	0859-33-3911
	県立米子ハローワーク	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4F)	0859-21-4585
	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町3000 (境港市役所 別館1F)	0859-44-1733
	県立境港ハローワーク	境港市上道町3000 (境港市役所 別館1F)	0859-44-3395
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065

<若者の就労・社会参加への支援>

とっとり若者 サポートステーション	鳥取市扇町7 (鳥取フコク生命駅前ビル2F)	0857-30-4677
よなご若者 サポートステーション	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4F)	0859-21-5678

※中部エリアは、鳥取から火、金の出張対応（原則予約 0857-30-4677）
パープルタウン1F 県立倉吉ハローワーク

<障がい者の就労・生活の支援>

【東部】障がい者就業・生活 支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
【中部】障がい者就業・生活 支援センターくらのよし	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8448
【西部】障がい者就業・生活 支援センターしゅーと	米子市道笑町2-126-4 (稲田地所第5ビル1F)	0859-37-2140

<鳥取県での就職・定住（IJUターン）の相談、企業情報の提供>

(公財)ふるさと鳥取県定住機構	鳥取市扇町115-1 (鳥取駅前第一生命ビル1F)	0857-24-4740
県立東京ハローワーク	東京都港区新橋1-11-7新橋センター レイス2階(とっとり・おかやま新橋館)	03-6280-6951
県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田1-1-3-2200 (大阪駅前第3ビル22F)	06-6346-1786

(4) 働くための知識や技能を身につけたい！

< 職業訓練全般に関すること >

鳥取県商工労働部 雇用人材局産業人材課	鳥取市東町1-220	0857-26-7222
------------------------	------------	--------------

< 職業訓練の申し込みや情報提供の窓口 >

◎各ハローワークの窓口（前ページ参照）

< 職業訓練校 >

ポリテクセンター鳥取	鳥取市若葉台南7-1-11	0857-52-8781
ポリテクセンター米子	米子市古豊千520	0859-27-0111
産業人材育成センター 倉吉校	倉吉市福庭町2-1	0858-26-2247
産業人材育成センター 米子校	米子市夜見町3001-8	0859-24-0371

(5) その他・様々な困りごと相談窓口

< 架空請求、不当請求、消費者金融などの相談 >

鳥取県消費生活センター

東部消費生活相談室	鳥取市東町1-271 (県庁第2庁舎2F)	0857-26-7605
中部消費生活相談室	倉吉市駄経寺町187-1 (倉吉交流プラザ2F)	0858-22-3000
西部消費生活相談室	米子市末広町294 (米子コンベンションセンター 4F)	0859-34-2648

< 法律相談 >

日本司法支援センター (愛称：法テラス)		0570-078374
法テラス鳥取法律事務所	鳥取市西町2-311 (鳥取市福祉文化会館5F)	050-3383-5495
法テラス倉吉法律事務所	倉吉市山根572	050-3383-5497

< 生活全般の相談 >

ライフサポート センターとっとり (鳥取県労福協内)	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館内)	0120-82-5858
----------------------------------	--------------------------	--------------

※県外での相談窓口は、各都道府県労働局のホームページから情報を入手してみてください。

2 労働条件通知書（モデル様式）

（一般労働者用；常用、有期雇用型）

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 [契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）] 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり）） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（有・無）
休 日	・ 定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・ 非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ・ 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過後 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

監 修 尾崎 宏之（社会保険労務士）
安田 岳歩（特定社会保険労務士）

編 集 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会
鳥取県中小企業労働相談所みなくる 労働・雇用相談員

協 力

イラスト作成・カット作成

[鳥取大学 地域学部OG]

立神千裕(広島県出身)、徳本千恵(鳥取県出身)、福田真梨(愛媛県出身)
澤田美稀(兵庫県出身)、宮脇可南子(鳥取県出身)、村上沙樹(愛媛県出身)

資料提供 日本労働組合総連合会鳥取県連合会
一般社団法人鳥取県経営者協会
中国労働金庫北部エリア営業本部
鳥取県商工労働部雇用人材局

THE 社会人 働く人のルールブック

発行 2011年(平成23年)12月(第1版発行)	2018年(平成30年)10月(第8版発行)
2012年(平成24年)11月(第2版発行)	2019年(令和元年)10月(第9版発行)
2013年(平成25年)11月(第3版発行)	2020年(令和2年)11月(第10版発行)
2014年(平成26年)11月(第4版発行)	2021年(令和3年)11月(第11版発行)
2015年(平成27年)11月(第5版発行)	2022年(令和4年)11月(第12版発行)
2016年(平成28年)11月(第6版発行)	2023年(令和5年)10月(第13版発行)
2017年(平成29年)11月(第7版発行)	2024年(令和6年)10月(第14版発行)

発行者 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会
〒680-0847 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館内
TEL0857-27-4188 FAX0857-24-8149
e-mail tottori@roufuku.jp
URL <http://tottori.rofuku.net/>

一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会（略称 鳥取県労協）は、勤労者・生活者の福祉向上のために「公助・共助・自助」を希求し、共に支えながら、人として夢ある福祉社会の実現を目指しています。広報・調査、学習会の開催、文化・体育の促進活動、福祉支援事業、相談事業など勤労者福祉の更なる推進に取り組んでおります。

